

・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

<労務>

本人又は配偶者の妊娠・出産を申し出た従業員 
に対し、**育休**に関する**個別周知** と**意向確認** 
が義務づけられます

令和4年4月1日施行



※内容のご質問等については、TEL 0258-35-2821 担当 高野・五十嵐 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会” 毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。